第23期 第26回 定例農業委員会総会

議事録

令和元年8月30日

伊予市農業委員会

第23期

第26回定例農業委員会総会議事録

令和元年8月30日(金)午後1時30分から、伊予市農業振興センターにおいて第26回定例農業委員会総会を開催する。

出席者農業委員17名事務局局長次長係長

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 第2 議案第93号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 4件 議案第94号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について (編入) 1件 議案第95号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について (除外) 2件 第3 報告第70号 農地法第18条の規程に基づく解約通知について 1件 報告第71号 農地使用貸借解約通知について 1件 報告第72号 法務局による農地の転用事実に関する照会について 1件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和元年度第26回8月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

~会長挨拶~

議事

第 1

■議事録署名委員の指名

議長 (会長)

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号18番 ○○ ○○ 委員 、1番 ○○ ○○ 委員の両名にお願い致します。

第2

■議案第93号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第93号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

 譲渡人
 上野
 ○○
 ○○

 譲受人
 上野
 ○○
 ○○

 申請地
 上野
 田
 外1筆

譲受人の耕作面積 ○○㎡

申請理由 (譲渡人) 農作業従事困難

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類等売買による所有権移転

譲受人の作付作物 米・みかん

主な農機具の保有状況 トラクター・田植機・コンバイン・耕耘機・農作業自動車

労働力 常時2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合 いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。 以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○委員

○○さんは、○○年前に○○が亡くなられ、○○さんでは農業ができないので、後継者がいないということで、この土地については遊休地にずっとなっていて、たまたま○○さんが息子さんたちと協議し増反してやっていきたいという希望がありましたので、マッチングできたということです。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

2番

譲渡人	双海町串	$\circ\circ$	00
譲受人	双海町串	$\bigcirc\bigcirc$	$\bigcirc\bigcirc$

譲受人の耕作面積 ○○㎡

申請理由 (譲渡人) 農作業効率向上

(譲受人) 農作業効率向上

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の作付作物 キウイ・柑橘

主な農機具の保有状況 農作業自動車・クローラー・動墳

労働力 常時2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○委員

長年○○は済まされていたのですが、何らかの事情で長々とそのままになっていたの を、今度○○にして、○○さんから○○さんに所有権移転贈与されたということです。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

 譲渡人
 松山市
 ○○
 ○○

 譲受人
 上三谷
 ○○
 ○○

 申請地
 上三谷
 田
 外2筆

譲受人の耕作面積 ○○m²

申請理由(譲渡人)農作業従事困難

(譲受人) 経営規模拡大

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の作付作物 米・みかん

主な農機具の保有状況 トラクター、田植機、耕耘機、コンバイン・乾燥機

• 農作業用自動車

労働力 常時2人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全て を満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○委員

○○さんは、かなり高齢になられており○○さんのところで生活しているということです。家が近くでしたので、○○年近く○○さんが○○さんの田んぼを管理してあげていたということです。贈与で所有権移転という形になっています。場所は、○○道路の近くにあり、○○で柑橘を作っている場所です。○○さんは、○○後は熱心に稲や柑橘を作っていますが、何かのつながりで贈与で土地を譲ってもらったということです。よろしくお願いします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

4番

譲受人の耕作面積 ○○㎡

申請理由 (譲渡人) 小作地の譲渡

(譲受人) 小作地の購入

権利の種類 売買による所有権移転

譲受人の作付作物 米

主な農機具の保有状況トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕耘機、

農作業用自動車

労働力 常時1人

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全て を満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○委員

○○さんは、県外、○○に住んでおられます。所有の土地は○○さんが○○年前に亡くなられて、大部分は売却されており、残りはわずかになっております。○○さんは、この土地を親の代から作っていて小作権があります。家から○○メートルの近距離にあり、伊予市が50アールから30アールに土地の購入の制限が変わったのを機会に購入を検討されました。○○さんは、農業経験は○○年ほどあり現在も田はきれいに管理されており、経験も豊富なのでやっていただけると思います。ご審議をよろしくお願いします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、3ページをお開きください。

■議案第94号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について 議長

議案第94号 伊予農業振興地域整備計画の変更について、農振農用地への編入の申 出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき 農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

 申出人
 双海町串
 〇〇
 〇〇

 土地所有者
 双海町串
 〇〇
 〇〇

該当地番 双海町串 畑

変更内容農振農用地区域内農地への編入

まず、当該農地の隣接地は、農業生産が行われる耕作の目的に供される農用地であるため、当該農地を耕作の目的に供される農地と指定して農用地区域内農地へ編入することによる、周辺農用地の農業生産上の目的を阻害するような影響を及ぼす恐れはありません。

次に、当該農地は○○を生産しており、今後も農用地として利用されるべき農地であると認められます。また、申出人は、次年度○○に係る○○農地に組み入れる予定であり、農用地区域内農地への編入は適当であると認められます。 以上です。

議長

議案第94号につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○委員

○○さんは、長年白地のまま、もとはみかんを作っておられて、○○を最初に導入した方ですので、○○年かそれ以上は○○を作っておられました。区域の中山間地にも本来なら面積も大きいので、かなりの助成金をもらえるはずだったのですが、白地のままでずっときていて、息子さんが経営主になられてから中山間の担当者から青地にしてでも中山間地に入らないかと誘いがあったそうです。今回許可が下りて、中山間地にも入れるという状況です。

議長

議案第94号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 議案第94号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第94号につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、4ページをお開きください。

■議案第95号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について 議長

議案第95号伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回2件の申請がありました。

1番

 申出人
 中山町中山
 ○○
 ○○

 土地所有者
 中山町中山
 ○○
 ○○

申出地 中山町中山 畑

転用目的 植林

申出人は、当時父親が高齢のため耕作が難しくなったことと、関係法規に対する認識不足のため、昭和〇〇年頃に檜を植林したということです。周辺の山林と一体化しているため農地としての復旧は難しく、農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

第1号要件 代替地が無い。

第2号要件 周辺農地への影響が無い。

第3号要件 担い手への影響も無い。

第4号要件 付帯施設への影響も無い。

第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりが無い第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○委員

申請地は、○○さんのお父さんが栗畑として管理していたところです。○○年くらい前にみかん栽培から○○に切り替えて、○○が忙しく、栗園の管理ができないということで檜を植林したということです。周辺も○○さんの所有地ということで特に影響ないと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

2番

 申出人
 平岡
 ○○
 ○○

 土地所有者
 平岡
 ○○
 ○○

 申出地
 平岡
 畑
 外1筆

転用目的植林

申出人は、○○年前まではみかんを作っていましたが、高齢のため栽培が困難になり、 関係法令に対する認識不足のため、檜を植林したということです。周辺の山林と一体化 しているため農地としての復旧は難しく、農振除外の申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第 13 条第 2 項の規定に基づく各要件については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりが無い第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当

該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。 以上です。

議長

番号2につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

○○委員

写真で見るとおり、車で横付けすることもできない、歩道程度がつながっている土地で、耕作困難な場所でもあり現状の植林がされているということであります。問題ないのではないかと思いますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。 番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。 続きまして、5ページをお開きください。

■報告第70号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について 議長

報告第70号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、 次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

 貸出人
 米湊
 ○○
 ○○

 借受人
 米湊
 ○○
 ○○

届出地 米湊 田

解約事由 双方合意

権利の種類等 農地法3条 賃借権設定

以上です。

議長

報告第70号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして6ページをお開きください。

■報告第71号 農地の使用貸借解約通知について

議長

報告第71号「農地の使用貸借解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

1番

 貸出人
 双海町串
 ○○
 ○○

 借受人
 双海町串
 ○○
 ○○

届出地 双海町串 畑

解約事由 双方合意

権利の種類等 農地法3条 使用貸借権設定

以上です。

議長

報告第71号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして7ページをお開きください。

■報告第72号 農地の使用貸借解約通知について

議長

報告第72号法務局による農地の転用事実に関する照会について、回答書を提出したので次のとおり報告する。

事務局の説明をお願いします。

1番

所有者 神奈川 〇〇 〇〇

埼玉県 〇〇 〇〇

所在地 稲荷 畑

現況地目及び利用状況 宅地(倉庫)

県からの指示事項 原状回復命令の発出の見込み無し

以上です。

議長

報告第72号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

続きましてその他事項に進みたいと思います。

■その他

農業委員並びに農地利用最適化推進委員等研修会について 事務局より説明あり。

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和年9月27日(金曜日)午後1時30分伊予市農業振興センター を開催予定としております。

以上で、第26回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。以上をもちまして、第26回8月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時10分 閉会)